

つくばみらい市男女共同参画計画

～共にめざす “みらい”を担う子どもたちに誇れるまち～

後期実施計画

2013～2017

平成25年3月

つくばみらい市

「つくばみらい市男女共同参画都市宣言」

美しい自然に囲まれ、豊かな伝統文化を育み、発展していく私たちのまち、つくばみらい市

私たちは、つくばみらい市をさらに輝きあふれるまちとするため、男女がともに性別にかかわりなく、夢や希望を持って、ともに幸せを実感できる社会の実現に向け、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を生かして、自分らしく生きることのできるまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、男女が互いに協力することにより、家庭、職場、地域等における活動が両立できるまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに互いの性を理解し、尊重することで、心身ともに健康な生活を営むことができるまちをめざします。

平成23年3月27日

つくばみらい市

目 次

第1章 ● 後期実施計画の策定にあたって

1 後期実施計画策定の趣旨	2
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の構成と期間	4
5 前期実施計画の進捗状況と評価	4
6 今後の課題	5

第2章 ● 実施計画

計画の体系表	7
基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築	9
基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画するための環境の整備	16
基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備	22
基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境の整備	27
市職員を対象とした事業	34
数値目標と重点課題の設定	35

◎ 関係資料

つくばみらい市男女共同参画推進条例	37
つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例	43
つくばみらい市男女共同参画推進委員名簿	45
策定経過	46

第1章 ●後期実施計画の策定にあたって

1 後期実施計画策定の趣旨

つくばみらい市では、平成20年に男女共同参画社会の実現に向けてつくばみらい市の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定しました。

それから5年が経過し、私たちの地域や社会を取り巻く状況も変化しております。市の施策目標を「“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて」と改め、これに併せて実施計画の見直しを行い、それらの課題等に対応するため、後期実施計画を策定します。

2 計画の基本理念

「つくばみらい市男女共同参画計画」は、平成22年3月に制定した「つくばみらい市男女共同参画推進条例」に掲げられている基本理念に基づいたものとします。

(1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されることが重要です。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度慣行が、性別による役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることから、見直すことが必要です。そして、男女が性別にかかわらず様々な生き方を自分の意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、子育てや介護をはじめとする家庭生活を行ううえでの様々な活動について、家族としての男女が協力し合い、お互いに家庭生活と仕事や地域活動などの両立を図ることができる環境をつくることが大切です。

(5) 生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されることが大切です。

(6) 国際的協調

男女共同参画の取組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を進めていくことが重要です。

3 計画の位置付け

(1) この計画は「つくばみらい市男女共同参画計画（後期実施計画）」と称し、「つくばみらい市男女共同参画推進条例」第10条に規定される基本計画です。

(2) 計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「男女共同参画基本計画[第3次]」、茨城県の「茨城県男女共同参画推進条例」「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」と整合性を図り策定するものです。

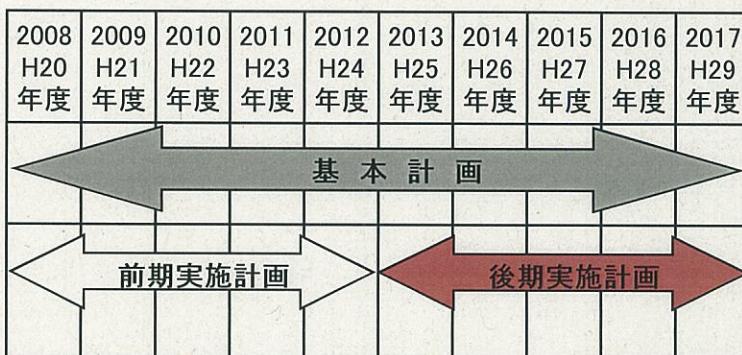
(3) 計画は、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野に関連する課題です。そのため、「つくばみらい市総合計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って各分野の事業と整合性を図りながら事業を展開します。

4 計画の構成と期間

(1) 計画は、基本計画、実施計画をもって構成します。

(2) 実施計画は、基本計画で示した施策を計画的に実施するために、より具体的な事業を示すものです。計画期間は、前期実施計画については2008年度(平成20年度)から2012年度(平成24年度)までの5年間とし、後期実施計画については2013年度(平成25年度)から2017年度(平成29年度)までの5年間とします。

(3) 計画は「つくばみらい市総合計画」との整合性を図ったうえで、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。



5 前期実施計画の進捗状況と評価

前期実施計画の重点課題

取り組み状況については、次のとおりです。

重点課題Ⅰ 男女共同参画推進のための基盤整備

重点課題	実施状況
拠点機能の在り方を検討	市広報紙やHPを通じ県や男女共同参画関連施設等で開催される情報の提供
推進条例制定・宣言実施	条例平成22年3月制定・都市宣言平成23年3月
庁内組織の強化	機構改革を実施
相談窓口の整備	各課が連携して対応する体制づくり

重点課題Ⅱ 男女共同参画を市民との協働により推進

重点課題	実施状況
推進委員会による、市の取り組みに対する定期的な評価の実施	実施状況の年次報告により評価
多様な学習機会と情報の提供	セミナー等実施、広報紙HPより情報提供

男女共同参画社会の実現を目指して、前期実施計画の重点施策として掲げた男女参画推進条例の制定や、男女共同参画都市宣言を表明しました。しかしながら、市民への意識調査の結果を見ますと、まだまだ市の取り組みを知らない方が多く、男女共同参画社会への認識の薄さを感じます。

また、平成19年と平成23年の現況値の比較をみると、男女共同参画に関する意識調査の結果では、「男は仕事」「女は家庭」という考え方には同感しない市民の割合は、

50.4%から52.2%へ また、家庭において男女の地位が平等であると考える市民の割合は25.2%から22.0%となっております。人々の意識に根強く残っている性別役割分担の意識改革を図るため、一層の広報・啓発活動、情報提供を図っていく必要があります。 庁内では市の審議会等における女性委員の占める割合は16.0%から20.3%と増加していますが、国の目標である30%のには及ばない現状です。女性の意見を市政へ反映して、より良い実効性の高い施策を展開していくために、審議会等への女性の登用率を高める必要があります。

引き続き様々な分野で、男女が共に活躍できる社会づくりへの取り組みを推進していきます。

6 今後の課題

前期実施計画の進捗状況及び重点課題の取り組み状況等を踏まえて、今後さらなる推進が必要となる取り組みは次のとおりです。

1 「つくばみらい市男女共同参画推進条例」の推進と「男女共同宣言都市」等の周知

つくばみらい市男女共同参画推進条例を推進するとともに、本市が男女共同参画都市宣言であることをより多くの市民に周知し、男女共同参画に関する活動を積極的に行います。

2 政策・方針決定の場への女性の積極的登用

各種審議会や委員会等への女性委員の登用を促進し、女性委員のいない審議会の解消をはかります。

3 男女の仕事と生活の調和の推進

男女がともに仕事と生活が調和する社会を目指して、男女が育児・介護、地域活動等に参画できる環境づくりを推進します。

4 配偶者や交際相手等からの暴力の防止

配偶者や交際相手等からの暴力の根絶に向けた取り組みと、安心・安全な支援体制の整備をすすめます。

第2章 ●実施計画

計画の体系表

基本目標	主要課題	施策の方向	
I 男女の人権が尊重される社会の構築	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	【1】	学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
		【2】	家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
		【3】	社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	2 男女共同参画の理解の促進と意識の改革	【1】	男女共同参画に関する意識啓発
		【2】	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
		【3】	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
		【4】	男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	【1】	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進
		【2】	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
		【3】	相談体制の整備
	4 メディアにおける人権の尊重	【1】	男女の人権を尊重した情報発信の推進
		【2】	情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）向上の促進
II あらゆる分野への参画するための環境の整備	1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	【1】	女性の政治参画意識の向上促進
		【2】	審議会・委員会への女性の積極的登用
		【3】	市・事業所・団体における女性の参画促進
	2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	【1】	性別による固定的役割分担意識の解消
		【2】	男女が共に責任を担う家庭生活の実現
		【3】	男女が共に参画する地域活動の促進
	3 国際社会への参画	【1】	情報の収集と提供
		【2】	国際理解、国際交流の推進
		【3】	外国人が暮らしやすい環境づくり

基本目標	主要課題	施策の方向	
III 多様な働き方を可能にする環境の整備	1 雇用の場における男女平等の確保	【1】	雇用の場における男女の機会均等の徹底
		【2】	女性の能力発揮促進のための支援
	2 職場生活と家庭生活の両立支援	【1】	職場における両立支援の推進と環境の整備
		【2】	子育て支援策の充実
	3 多様な働き方への支援	【1】	多様な働き方を可能にする就業条件の整備
		【2】	起業、再就職に対する支援
		【3】	商工業・農業など自営業における働きやすい環境の整備
IV 健やかで安心できる生活環境の整備	1 子どもが健やかに育つ環境整備	【1】	子どもが健やかに育つ生活環境の整備
		【2】	児童虐待防止の推進
		【3】	子どもに関する相談支援体制の整備
		【4】	ひとり親家庭等に対する自立支援
	2 一生涯の健康づくり	【1】	生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透
		【2】	母子保健サービスの充実
		【3】	心身の健康保持・増進への支援
	3 高齢者、障害者等に対する自立支援	【1】	高齢者に対する支援体制の充実
		【2】	障害のある人に対する支援体制の充実
		【3】	要介護状態にならないための介護予防

<具体的事業の区分について>

- 繼続…現在実施している事業を継続する
- 拡充…現在実施している事業をさらに拡充する
- 新規(再)…前期に計画し後期に実施する
- 新規…後期実施計画期間(平成25年度～平成29年度)において新たに実施する

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築

主要課題1 ■男女共同参画を推進する教育・学習の充実

● 現状と課題

次代を担う子どもたちは、性別の違いにかかわらず男女が平等な社会で生きる権利があります。学校教育においては、男女平等の意識づくりが不可欠であり、発達段階に応じて、男女の身体的な違いや特性を踏まえたうえで、個性を尊重した教育の充実を図ることが重要です。

国の第3次男女共同参画計画においても「子どもにとっての男女共同参画」を改めて強調する点としてあげています。

社会情勢の変化により、社会生活に必要な学習や生きがいとしての趣味や教養等の学習意欲が高まり、生涯学習の重要性が増しています。一人ひとりが充実した生活を送るために、多様な活動を主体的に行えるような学習環境の整備が必要です。そのためには、市民の学習意欲や能力、適性に応じ、いつでも、どこでも、だれもが日常生活を通して学習活動を続けていける体制づくりが必要です。

また、家庭での教育や家庭内の男女のあり方は、子どもの男女平等意識の形成に大きな役割を果たします。家庭や地域においても、子どもがのびのびと自分らしさを發揮できるような教育・学習の充実が求められています。

【施策の方向1】学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業	事業概要	区分	担当課等
1 教育活動全体を通した人権教育の実施	各教科の指導、学級活動、その他教育活動全体を通して、人権を尊重する意識や態度を育てる。	継続	学校教育課
2 道徳教育を通した男女平等教育の実施	道徳や総合的学習の時間において男女平等の意識づくりを図る。	継続	学校教育課
3 教職員への平等教育の徹底	男女平等観の向上を目指し、教職員の研修の充実を図る。	継続	学校教育課
4 家庭科教育の充実	家庭科教育を通して、家族や子育てについての学習を図る。	継続	学校教育課

【施策の方向2】家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業	事業概要	区分	担当課等
5 子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	継続	生涯学習課
6 家庭教育学級の開催	子育て支援や家庭教育に関する学習会を通し、学級生相互の交流を図るとともに家庭の教育力を高めていく。	継続	生涯学習課
7 両親学級の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーを尊重しあうことの大切さや家族の協力について考えるきっかけづくりをする。	継続	健康増進課
8 男性を対象とした料理講座の開設	男性を対象とした、簡単な料理法を習得できる講座を実施する。	継続	社会福祉協議会 生涯学習課

【施策の方向3】社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
9	生涯学習推進体制の充実	生涯学習推進のため、諸施策について検討し、充実を図る。	継続	生涯学習課
10	女性セミナーの充実	体験学習や講座を通し、参加者相互の交流を図る。	新規(再)	市民サポート課
11	人材バンクの充実	青少年活動や料理、語学、人形劇、スポーツなど多様な指導者を登録し、利用者に応じた指導を行う。	継続	生涯学習課
12	男女共同参画推進の拠点機能の整備	男女共同参画推進のための拠点機能のあり方を検討する。	継続	市民サポート課

主要課題2 ■男女共同参画の理解の促進と意識の改革

● 現状と課題

男女共同参画の視点に立った法律や制度は整備されましたが、そのような中でも家庭、地域、職場などにおいては、依然として性別による固定的役割分担意識が残されているのが現状です。

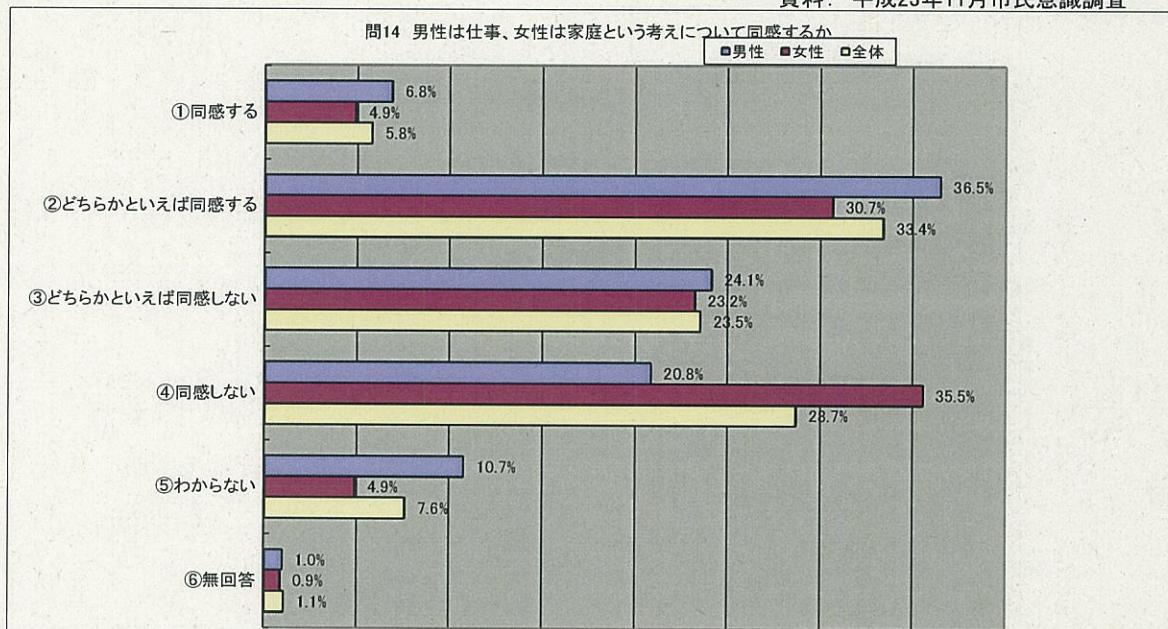
このような現状を踏まえ、家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担の解消に向け、これまでの男女の概念にとらわれない各種講座の開設や、男女が共に学び、協力し合う機会の提供などの意識啓発を推進する必要があります。

また、広報紙やインターネット等の多様な媒体を通じた意識啓発や法律・条例等の周知、情報提供をしたり、調査・研究を行うことで、男女平等の意識づくりを進める必要があります。

性別によって個人の選択や可能性を狭めるような社会制度・慣行については、男女共同参画の視点で見直していくための情報提供をすることが重要です。

男性は仕事、女性は家庭という考え方について同感しますか

資料：平成23年11月市民意識調査



【施策の方向1】男女共同参画に関する意識啓発

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
13	男女共同参画に関する情報の提供	図書、資料、国・県・他自治体、大学等の情報の資料、ビデオ等の整備を図り、情報を提供する	継続	市民サポート課
14	男女共同参画推進員との連携による広報・啓発活動の実施	茨城県が設置する男女共同参画推進員と連携を図り、広報・啓発活動を行う	継続	市民サポート課
15	講演会・フォーラムの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	継続	市民サポート課

【施策の方向2】多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
16	男女共同参画の視点に立った広報紙・ホームページ等の作成	広報つくばみらい、ホームページ上に国・県の動きや各種相談業務、女性情報などを掲載する。	拡充	市民サポート課
17	男女共同参画に関するリーフレットの作成	男女共同参画に関する情報をリーフレットにまとめ、意識啓発を図る。	継続	市民サポート課

【施策の方向3】男女共同参画の視点に立った社会性制度・慣行の見直し

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
18	男女共同参画に関する法令等の周知	「男女共同参画社会基本法」等の周知を図る。	継続	市民サポート課
19	男女共同参画に関する法律や制度理解のための講座の開設	男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解するための講座を開設する	継続	市民サポート課
20	社会制度や慣行に関する調査・研究	男女共同参画の視点で社会制度や慣行について調査を行う。	継続	市民サポート課

【施策の方向4】男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
21	「男女共同参画推進条例」の推進と「男女共同参画宣言都市」の周知	「市男女共同参画推進条例」や本市が「男女共同参画宣言都市」であることを市民に周知し、男女共同参画に関する活動を積極的に行う。	継続	市民サポート課

主要課題3 ■男女間におけるあらゆる暴力の根絶

● 現状と課題

近年、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等が大きな社会問題となっています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、個人の人権を侵害し、自由を奪うものです。暴力被害の現状や性別による固定的役割分担意識など、男女のおかれている状況を考えると、早急に対応する必要があります。

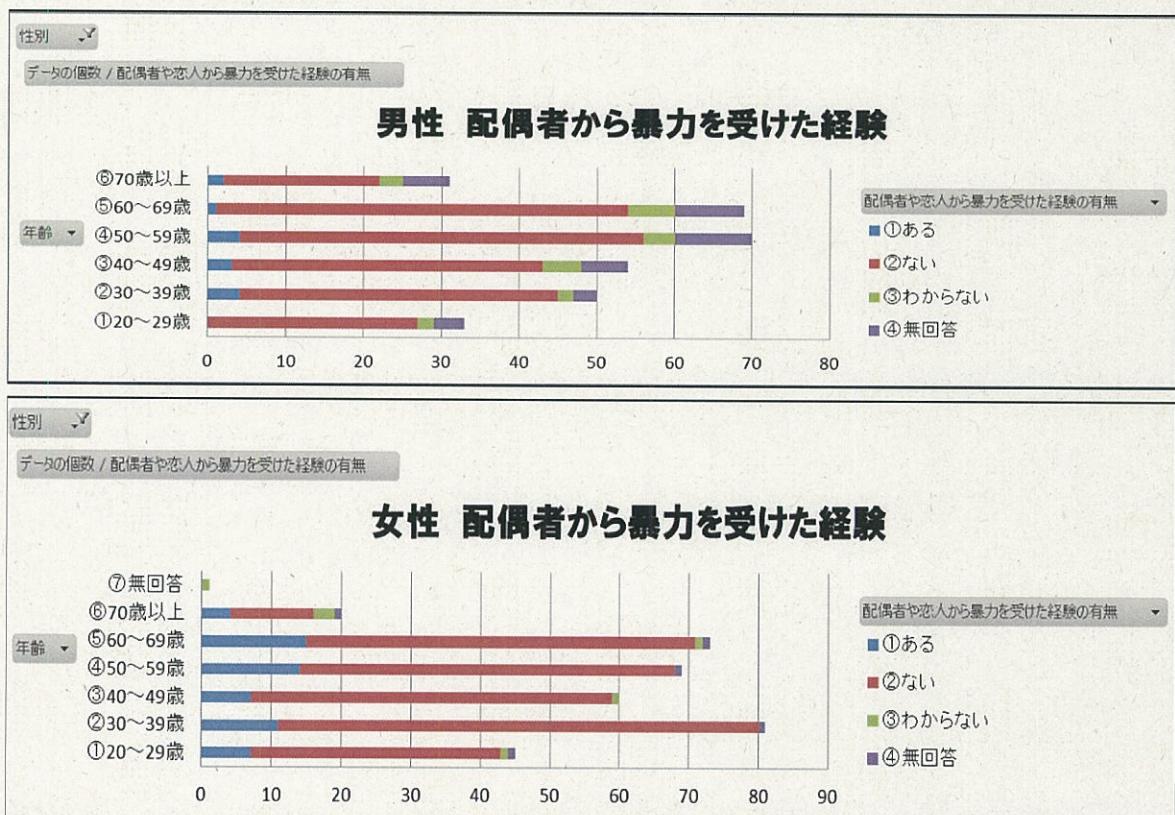
しかし、暴力は暴力を振るう側にも受ける側にも、それが犯罪であり社会問題であるという認識が少なく、またこれらの暴力は家庭や職場など身近な関係で生じることが多いため、なかなか表面化しない現実があります。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」にセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底が明記され、事業主における取組みが義務付けられています。

新たにデートDVといわれるような若年層のDVも問題になっています。これらの諸問題を、社会的、構造的問題として捉え、広報、啓発などの予防活動や、相談その後の自立支援まで、関係機関が連携した相談体制の整備が求められています。

女性の10%強に暴力を受けた経験がある

資料：平成23年11月市民意識調査



【施策の方向1】ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
22	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施	ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であることを踏まえ、防止に向けて取り組むための啓発活動を行う。	継続	こども福祉課
23	ドメスティック・バイオレンスに関する調査研究	ドメスティック・バイオレンスの実態や、暴力が子どもへもたらす影響について把握するため、関係機関による調査研究情報を収集し、提供する。	継続	こども福祉課

【施策の方向2】セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
24	セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けたセミナー等を開催する。	新規(再)	市民サポート課
25	事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発の実施	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底について働きかける。	新規(再)	市民サポート課

【施策の方向3】相談体制の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
26	男女間における暴力に関する相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等に関し、女性の人権尊重を第一に考えた相談体制を充実させる。	継続	こども福祉課
27	人権相談の充実	人権擁護委員による相談を充実させる。	継続	社会福祉課
28	法律相談	弁護士による相談を充実させる。	継続	社会福祉協議会
29	こころの健康相談	精神科医師、精神保健福祉士によるこころの健康相談及び関係機関との連携を図る。	継続	健康増進課
30	相談業務に携わる市職員研修の実施	問題解決に向けて、質の高い相談や情報を提供できるよう、相談業務に携わる市職員研修を実施する。	継続	総務課
31	関係機関とのネットワークの整備	国、県、被害者の保護にかかわる関係機関とのネットワークの整備を図る。	継続	こども福祉課
32	被害者の住民票及び戸籍の附票の交付制限	警察等で被害者に対して支援が必要と認められた場合に限り、加害者への住民票及び附票の交付を制限する。	継続	市民窓口課

主要課題4 ■メディアにおける人権の尊重

● 現状と課題

近年の社会的環境の変化、高度情報通信技術の進展により、新聞、書籍、テレビ、ラジオ、映画、インターネットなど多様なメディアを通じてもたらされる情報は増大し、人々の思考や行動に大きな影響を与えており、その影響はさらに拡大するものと予想されます。

このような問題を解決するため、表現の自由を尊重しつつ、情報の発信側、情報の受け手側双方に対して、配慮と理解を働きかける必要があります。

メディアの発信者だけでなく、情報の受け手側もそのまま受け入れるのではなく、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解したうえで、情報を選択して、主体的に読み解き、理解し、活用していく能力を身につける必要があります。

【施策の方向1】男女の人権を尊重した情報発信の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
33	人権を尊重した表現の推進に向けた啓発の推進	男女共同参画の視点に立った情報の発信について、広報つくばみらい・ホームページ等で啓発を行う。事業所等が発行する広報物に対して人権への配慮がなされるよう働きかける。	継続	市民サポート課
34	市広報紙・出版物におけるガイドラインの作成	男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物に関するガイドラインを作成し、男女の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮する。	継続	市民サポート課
35	市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進	市ホームページにおいて、男女の人権に配慮した情報を発信するよう努める。	継続	市民サポート課

【施策の方向2】情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)向上の促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
36	広報紙・ホームページ等における情報活用に関する啓発の推進	広報つくばみらい等を通して、情報を活用できる能力の向上に関する理解の促進を図る。	継続	政策秘書課
37	情報活用能力の育成と情報モラル教育の実施	インターネットをはじめとするさまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に対応できる能力育成に努める。	継続	市民サポート課

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画するための環境の整備

主要課題1 ■政策・方針決定の場への女性の参画促進

● 現状と課題

社会のあらゆる分野へ共同参画するためにまず必要なことは、計画、実行していく場に男女が共に責任を持って参画し、男女双方の視点を取り入れること、いわゆる「政策・方針決定過程への参画」であり、「男女共同参画社会基本法」の基本理念として掲げられています。

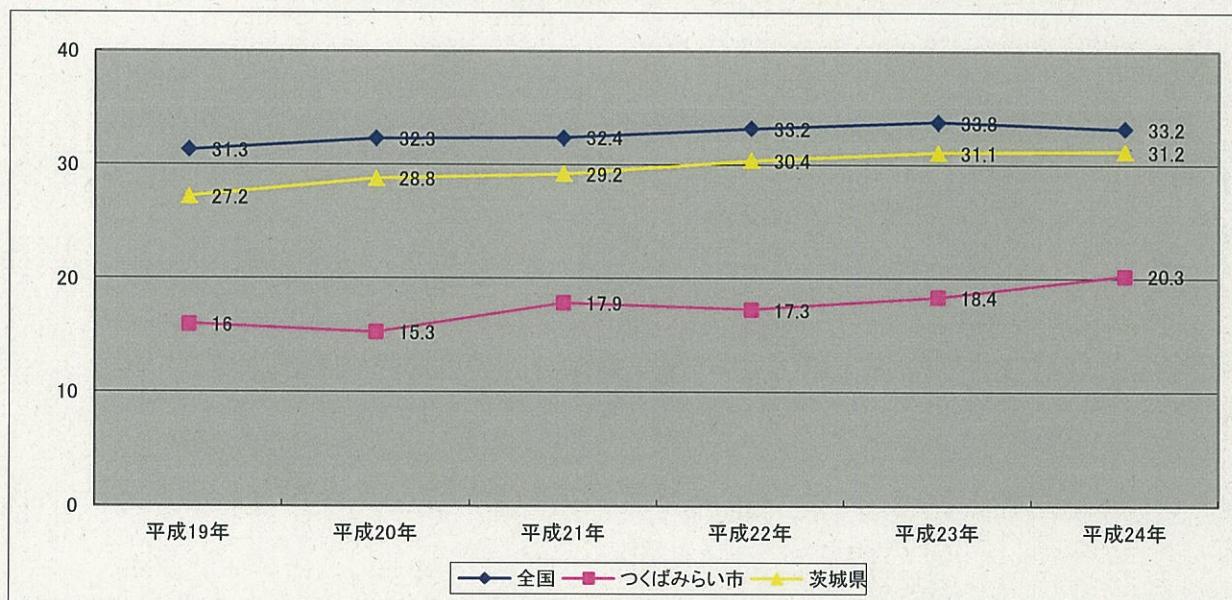
議会における女性議員の比率は、平成24年3月末現在、茨城県議会は6.3%、つくばみらい市議会は27.8%です。また、審議会等の女性委員の比率は、平成24年4月1日現在の全国の市町村平均で33.2%であるのに対し、つくばみらい市では20.3%となっています。

つくばみらい市では多様な分野の審議会に多くの女性が参画できるように「つくばみらい市女性人材バンク」を設置します。女性委員の登用率向上のため女性人材バンクのさらなる活用・充実に向け広報紙やホームページなどで広く市民に呼びかけ周知・募集を行っていきます。

また、今後は、公共機関だけでなく、事業所等においても、積極的な女性の登用や人材育成等の取組みについて働きかける必要があります。

審議会等における女性委員の割合

資料：市民サポート課



【施策の方向 1】女性の政治参画意識の向上促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
38	議会だよりによる啓発の推進	議会だよりを発行することにより、政策・方針決定の場への女性の参画意識を高める。	継続	議会事務局
39	議会傍聴の促進	定例議会の一般質問における傍聴を推進する。	継続	議会事務局
40	審議会等の会議公開制度	審議会等の会議を公開し、市政への参画意識を高め、積極的に参加できる環境づくりに努める。	拡充	総務課

【施策の方向 2】審議会・委員会への女性の積極的登用

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
41	審議会等への女性委員の登用促進	市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、すべての審議会等の女性委員構成割合30%以上を目標とし、女性の積極的登用について働きかけ、女性委員のいない審議会の解消を図る。	拡充	市民サポート課
42	審議会等委員の公募制の導入	公募制を取り入れ、女性の積極的登用を図る。	拡充	総務課
43	女性人材バンクの開設	役職の重複を避け、幅広い分野からの女性の登用を図るため、女性の人材の発掘と情報収集をし、提供する。	新規(再)	市民サポート課

【施策の方向 3】市・事業所・団体における女性の参画促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
44	地域活動などの方針決定の場への女性の参画促進	自治会やPTA、ボランティア活動など地域活動の組織・団体の方針決定の場への若者や女性の参画を促進するため、啓発を行う。	継続	市民サポート課 生涯学習課 社会福祉協議会

主要課題2 ■家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

● 現状と課題

男女が共に責任と自覚を持ち、互いに尊重しあう社会の実現のためには、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性について、家庭生活・地域社会への参画を促進する必要があります。

つくばみらい市においても、平成23年度に実施した市民意識調査の結果を見ると、さまざまな分野における地位の平等観について平等であると考える人の割合は、すべての分野において男性の方が多い結果となっています。

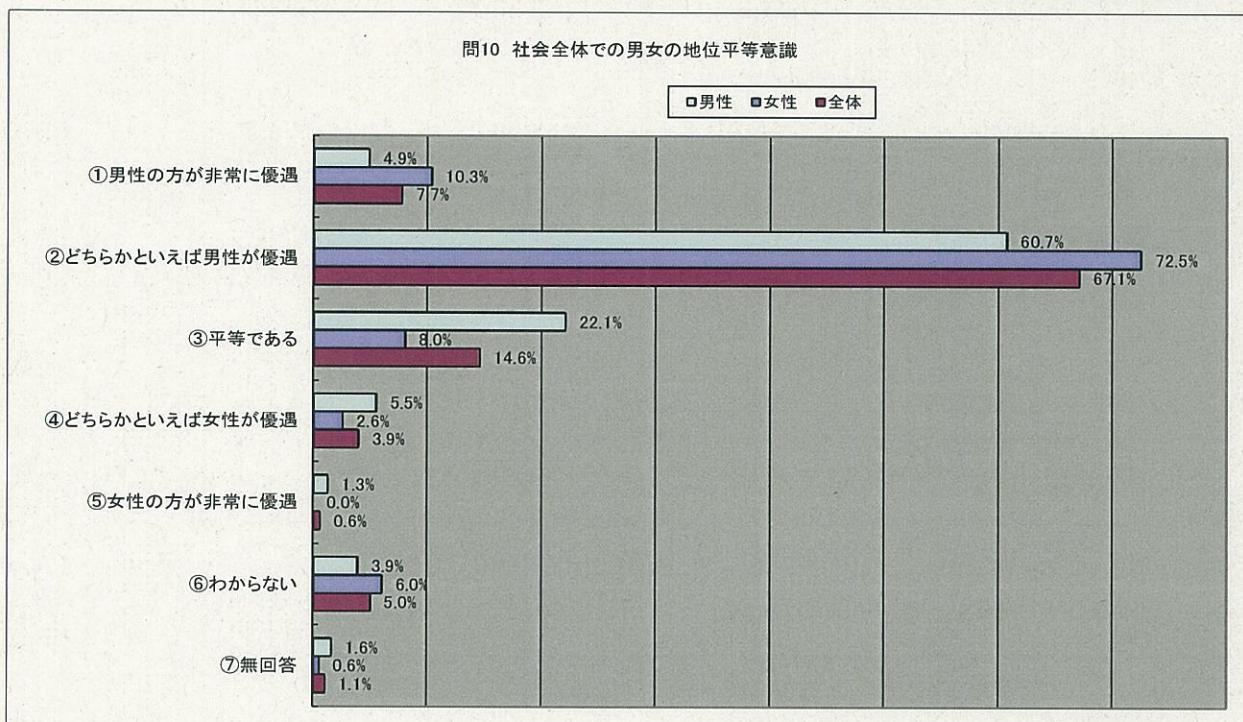
このような状況に対応するために、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画を促すための啓発や、多様なライフスタイルを尊重するような啓発など、男性のための学習機会の充実を図ることが必要です。

また、地域社会の果たすべき役割は増大し、安心して暮らしやすい地域づくりにあらゆる年齢層の男女が共に参画することが求められています。

そして、各種地域活動に男女とも関心ごとに応じて参加できるような環境整備を図ることで、地域社会の一員としての実感等、これまで見過ごされがちであった新たな価値や生きがいを見出すことになり、男女とも家庭・職場・地域のバランスのとれたライフスタイルの実現をもたらすことになります。

社会全体での男女の地位平等意識

資料：平成23年11月市民意識調査



【施策の方向 1】性別による固定的役割分担意識の解消

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
15 再	講演会・フォーラムの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために開催し、積極的な啓発を図る。	継続	市民サポート課
16 再	男女共同参画の視点に立った広報紙・ホームページ等の作成	広報つくばみらい、ホームページ上に国・県の動きや各種相談業務、女性情報などを掲載する。	拡充	市民サポート課
17 再	男女共同参画に関するリーフレットの作成	男女共同参画に関する情報をリーフレットにまとめ、意識啓発を図る。	継続	市民サポート課
45	各種講座の開設	各種講座等に男女共同参画の視点を導入し、男女が共に学び、協力し合う機会を提供する。	継続	生涯学習課
46	多様なライフスタイルを尊重する意識を育む啓発の推進	家庭生活や地域社会へ参画する多様なライフスタイルについての情報収集と提供を行い、意識啓発を図る。	継続	市民サポート課

【施策の方向 2】男女が共に責任を担う家庭生活の実現

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
47	家庭生活の責任分担に関する啓発の推進	男女が共に家事や育児、介護に参画することの重要性や一人ひとりの責任に基づく生活のあり方について広報・啓発を図る。	継続	市民サポート課
8 再	男性を対象とした料理講座の開設	男性を対象とした、簡単な料理法を習得できる講座を実施する。	継続	生涯学習課 社会福祉協議会
7 再	両親学級の実施	妊娠とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーを尊重しあうことの大切さや家族の協力について考えるきっかけづくりをする。	継続	健康増進課
5 再	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	継続	生涯学習課

【施策の方向 3】男女が共に参画する地域活動の促進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
48	社協だより等の発行による啓発の推進	地域での福祉活動等の情報提供と、意識の高揚を図る。	継続	社会福祉協議会
49	ボランティア市民活動センターの運営・整備	ボランティア市民活動センターを運営・整備し、ボランティア活動及び福祉コミュニティの形成を支援する	継続	社会福祉協議会
50	ボランティア活動等に関する情報提供・相談窓口の充実	市民のボランティア活動等への参画を促進するため、情報提供・相談窓口の充実を図る。	継続	社会福祉協議会
51	ボランティア講座等の開設	ボランティア活動への参加促進と理解を図るための講座を開設し、新たな人材の発掘・育成を行う。	継続	社会福祉協議会
52	環境美化の日等の参加促進	全市民に呼びかけ、地域におけるゴミ拾いを行う。 年間2回実施する。	継続	生活環境課
11 再	人材バンクの充実	青少年活動や料理、語学、人形劇、スポーツなど多様な指導者を登録し、利用者に応じた指導を行う。	継続	生涯学習課
53	学校行事に参加しやすい環境の整備	学校開放、人材バンクの活用により、PTA活動等への参加がしやすい環境整備をする。	継続	学校教育課 生涯学習課

主要課題3 ■国際社会への参画

● 現状と課題

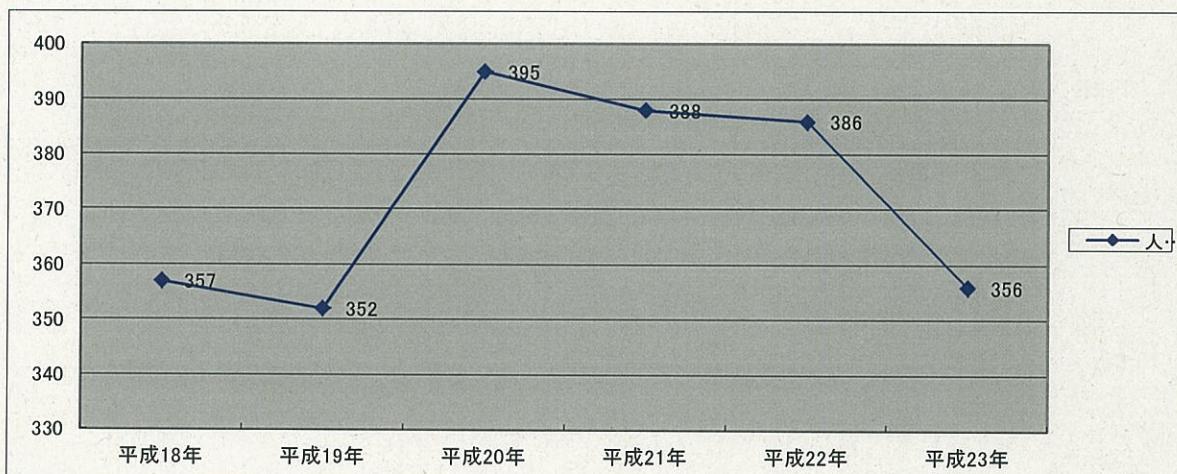
国際化の時代にあって、各國が相互依存関係にあることを正しく認識するとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解、尊重し、併せて我が国の文化と伝統を大切にする態度を育成することは、男女共に大切なことです。また、同じまちに住み、共に地域社会を担っている外国人との交流や協力をしていくことは、これからの中長期化に対応したまちづくりには大切なことです。

そのためには、国レベルの取組みだけではなく地域レベルで男女が共に参画したボランティアやNPO等の活発な活動が求められていることから、国際交流の担い手である市民の活動を積極的に支援し、様々な分野において市民参加による国際交流の推進を図る必要があります。

つくばみらい市には300人以上の外国人登録者がおり、在住及び来市外国人の男女の権利尊重や、住みやすいまちづくりを推進するために、外国人にも開かれた地域づくりを進めいくことが必要です。

つくばみらい市外国人登録者数

資料：市民窓口課



つくばみらい市における外国人の国別登録者の内訳

中国 84人	フィリピン 59人	韓国 56人	ブラジル 56人	タイ 26人	その他 75人
-----------	--------------	-----------	-------------	-----------	------------

資料：市民窓口課（平成24年1月1日現在）

【施策の方向 1】情報の収集と提供

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
54	海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する国際的動向について、情報を収集し、提供する。	継続	市民サポート課

【施策の方向 2】国際理解、国際交流の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
55	国際理解教育の推進	小・中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、国際理解教育の充実及び児童生徒の英語のコミュニケーション能力の充実を図る。	拡充	学校教育課
56	いばらき若者塾事業への支援	明日の茨城を担う青年リーダーの養成を目的とした県主催の「いばらき若者塾事業」の参加者に対し支援を行う。	継続	生涯学習課
57	国際交流推進団体等の支援・育成	市民レベルの国際交流を推進するため、また国際交流の担い手として、国際交流を進める各種団体等の支援・育成を図る。	新規(再)	市民サポート課
58	ハーモニーフライト事業への支援	地域で活躍できる女性リーダーの育成を目的に、県主催の「ハーモニーフライト事業」の参加者に対し支援を図る。	継続	市民サポート課

【施策の方向 3】外国人が暮らしやすい環境づくり

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
59	市民を対象とした外国語講座の実施	市民レベルの国際交流を推進するため、市民を対象に「外国語講座」を実施する。	継続	生涯学習課
60	外国語による情報の提供	公共施設の案内板等への外国語表記など、言葉や文化、生活慣習を異にする外国人を受け入れるための環境を整備する。	継続	市民サポート課

基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備

主要課題1 ■雇用の場における男女平等の確保

● 現状と課題

人が健康で生きがいをもって働くためには、職場環境、就業条件の向上が大切です。

「男女雇用機会均等法」において、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等に係る男女の差別の禁止と企業の積極的かつ自主的な取組みの推進、セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底が規定され、男女が働きやすい環境づくりに向けた法整備が進んできました。

職場において、女性の能力を活用するためには、女性に対する仕事上の差別意識をなくし、女性が安心して働けるよう、労働環境を整備していくことが必要です。

このことからも、関係機関との連携を図り、「男女雇用機会均等法」の周知徹底に努め、雇用機会はもとより、実質的な男女平等を図る取組みや、能力を十分に発揮できるようにするための職業能力の向上など、個人の就業能力を高めるための取組みを進める必要があります。

【施策の方向1】 雇用の場における男女の機会均等の徹底

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
61	均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発の推進	事業者、市民に対して「男女雇用機会均等法」等の周知徹底を図る。	継続	市民サポート課 産業経済課
62	就業状況に関する調査の実施の検討	女性労働者の就業状況を把握するため、「男女雇用機会均等法」の実施状況についての調査実施を検討する。	新規（再）	市民サポート課

【施策の方向2】 女性の能力発揮促進のための支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
63	能力発揮促進のための情報収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報を収集し、提供する。	継続	産業経済課
64	就業に関する情報の収集・提供	関係機関で開催する研修等の情報を収集し、提供する。	継続	産業経済課
65	各種講座・セミナーの開設	女性の能力開発のための講座やセミナーを開設する。	継続	産業経済課

主要課題2 ■職場生活と家庭生活の両立支援

● 現状と課題

安心して子どもを産み、楽しく子育てができる社会づくりのためには、男性も女性も仕事と家庭、育児の責任を分かれ合い、必要なときに社会的支援が得られることが大切です。

女性は職業の有無にかかわらず、家事・育児等が家庭生活の責任を多く担っており、特に働く女性にとっては大きな負担となっています。

そこで、女性が働き続けるために、就業形態に対応した保育制度の充実を図るとともに、事業所等に対しても労働時間の短縮等の促進や育児・介護休業制度の定着促進等を図る必要があります。

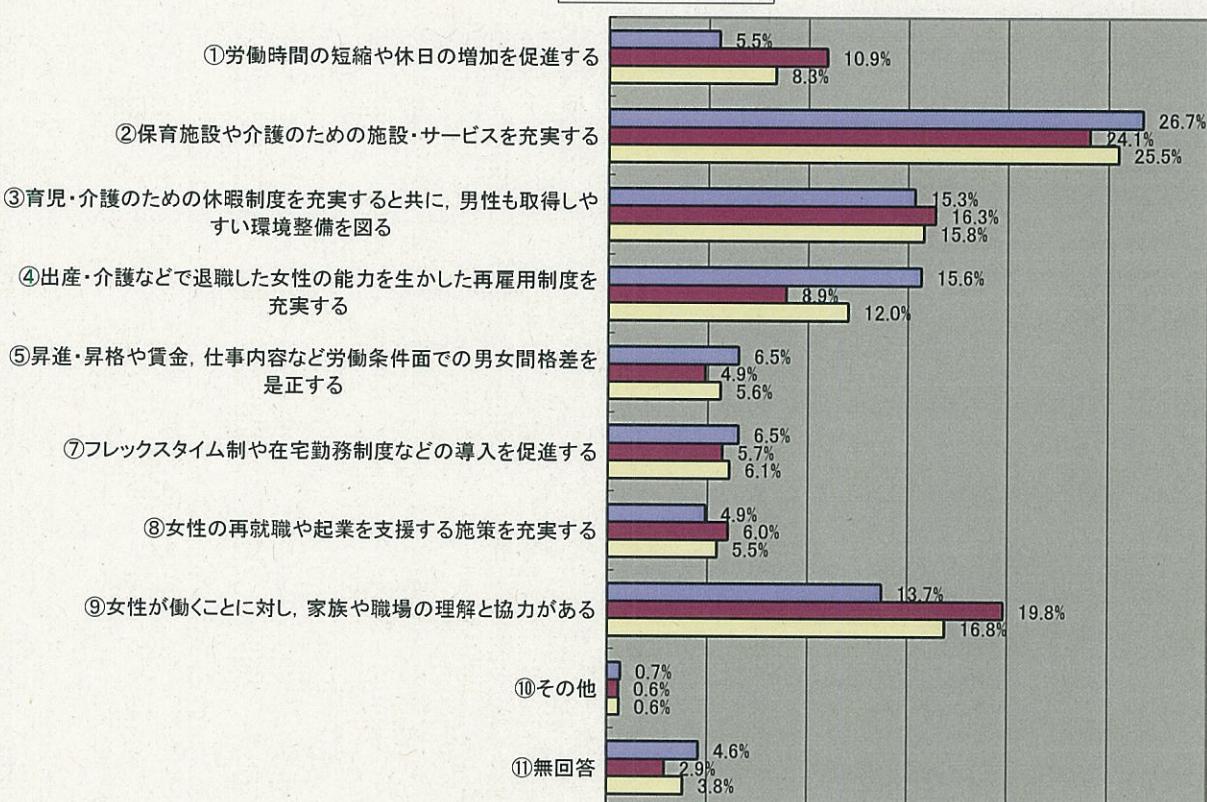
また、子育てに強い不安を持っていたり、リフレッシュの機会を求めている母親に対しては、子育てに関する講座の実施やリフレッシュの機会の提供、身近で利用しやすい相談窓口の整備など、孤立化しない体制をより充実していきます。さらに、男性の子育てや介護への参画を促進するための意識啓発や参加しやすい講座等を実施します。

女性が働きやすくするために必要なこと

資料：平成23年11月市民意識調査

問23 女性が働きやすくするために必要なこと

■ 男性 ■ 女性 ■ 全体



【施策の方向1】 職場における両立支援の推進と環境の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
66	「育児・介護休業法」に関する普及・啓発の推進	育児や介護を担う労働者が働き続けられるよう、男女とも取得できる「育児・介護休業法」の周知を図る。	継続	市民サポート課 産業経済課
67	事業所等における育児・介護休業制度の導入促進	事業所に対して、男女とも育児・介護休業制度の導入の促進と、職場復帰しやすい環境づくりについての働きかけを行う。	継続	市民サポート課 産業経済課 総務課
47 再	家庭生活の責任分担に関する啓発の推進	男女が共に家事や育児、介護に参画することの重要性や一人ひとりの責任に基づく生活のあり方について広報・啓発する。	継続	市民サポート課
68	母性健康管理に関する啓発の推進	職場における母性健康管理に関する意識啓発を行う。	継続	産業経済課 健康増進課
69	介護に関する講座の開設	介護の知識習得のため、介護に関する講座を開設する。	継続	介護福祉課

【施策の方向2】 子育て支援策の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
70	保育所（園）の整備	施設の老朽化に伴う改築や待機児童解消のため、保育所（園）の整備を行う。	拡充	こども福祉課
71	延長保育の充実	保育所の通常開所時間外の保育ニーズへの対応を図る。	拡充	こども福祉課
72	一時保育の充実	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり保育を充実する。	拡充	こども福祉課
73	放課後児童クラブの充実	保護者の仕事等により、放課後に留守家庭となっている児童について、専用教室と多目的教室の一部を利用し、児童の保護育成を行う。	拡充	こども福祉課
74	放課後子どもプランの推進	放課後の子どもたちの安全な居場所づくりとして、余裕教室等を活用し、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会を提供する。	継続	生涯学習課
5 再	子育て・仲間づくりセミナーの実施	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深める。	継続	生涯学習課
75	家庭児童相談	家庭における児童の健全育成を図る児童相談及び指導を行う。	継続	こども福祉課

主要課題3 ■多様な働き方への支援

● 現状と課題

女性の自立意識や就業意欲・起業への関心の高まりに対応するため、就業のための能力開発や事業経営に必要な法律知識や経営ノウハウ等の情報提供、相談窓口等の充実が必要とされています。

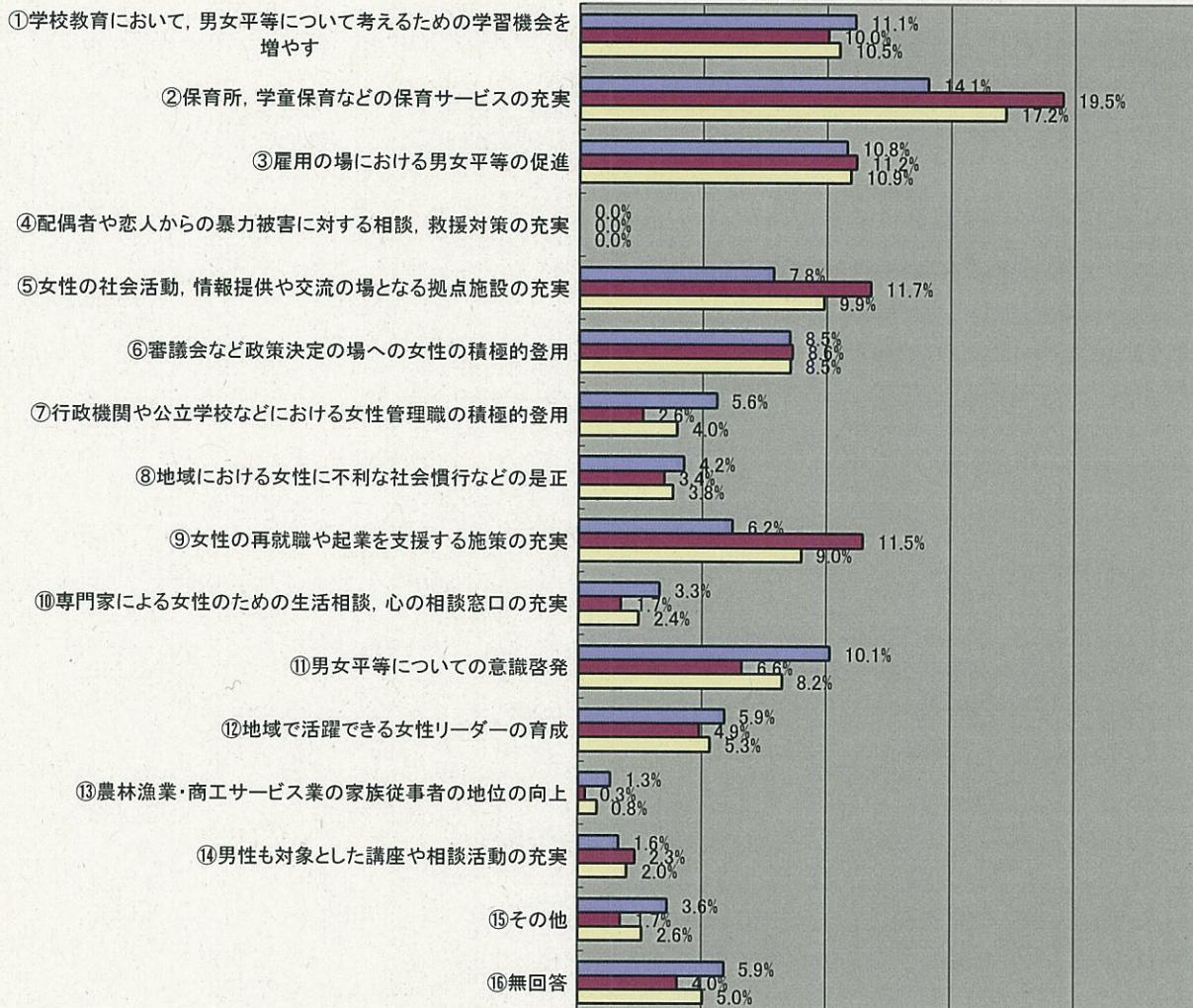
また、結婚や出産、子育て、介護等を理由に一時的に仕事を辞めた女性の再就職の支援も求められています。

農業、商工業の自営業においては、その労働に対して適正な評価をし、主体的に能力を発揮できるような環境づくりが課題となっています。

男女共同参画を実現するために市が力を入れるべきこと 資料：平成23年11月市民意識調査

問29 男女共同参画を実現するために市が力を入れるべきこと

■男性 ■女性 ■全体



【施策の方向1】 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
76	「パートタイム労働法」等の普及・啓発の推進	事業所に対し、短時間労働者や非正規労働者の労働条件が向上するよう「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」の普及促進を行う。	継続	市民サポート課 産業経済課

【施策の方向2】 起業、再就職に対する支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
77	女性起業家に対する講座等の情報収集・提供	女性の起業の手助けを図るため、関係機関で開催する講座等の情報を収集・提供する。	継続	市民サポート課 産業経済課
78	再就職に関する情報の提供	ハローワークや県、(財)21世紀職業財団と連携し、就職・再就職のための情報を収集・提供する。	継続	市民サポート課 産業経済課
79	再就職講座の開設	結婚や出産・育児等により一旦仕事を辞め、再び働くことを目指している女性を対象に、再就職に必要な能力や意識を育成するための講座を開設する。	継続	市民サポート課 産業経済課

【施策の方向3】 商工業・農業など自営業における働きやすい環境の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
80	女性の起業や経営参画の促進	産地直送販売などの活動を支援し、女性の起業や経営参画を促進する。	継続	産業経済課
81	商工会活動の推進	商工業に従事する女性の経営能力の向上や地域リーダーの育成を図るための研修等への支援を行う。	継続	産業経済課
82	家族経営協定の周知・締結促進	家族経営体の構成員の役割分担、給料制、休日労働時間等の意識啓発を図る。	継続	産業経済課

基本目標IV 健やかで安心できる生活環境の整備

主要課題1 ■子どもが健やかに育つ環境整備

● 現状と課題

現在、子育ての多くは女性が担っており、少子化、核家族化の進行により、育児不安や虐待など様々な問題が発生しています。また、就労女性の増加、地域連帯意識の希薄化、子どもを取り巻く環境に変化が見られます。そこで、安心して子どもを産み、子育ての喜びや楽しみを見出すことができる社会を目指した環境整備が必要です。

様々な取組みが実施される一方で、近年、子どもを巻き込んだ犯罪等の増加に加え、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待も大きな社会問題となっており、子どもが安全で健やかに育つことができる環境の整備が課題となっています。

そのために、子どもの人権についての意識啓発や、心身の健全育成の取組みをはじめとして、関係機関における連携の強化と対応体制の整備、子どものための相談支援体制の整備促進が必要です。

【施策の方向1】 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
83	次世代育成支援地域行動計画の推進	安心して子育てできる環境づくりを考える計画を策定し、推進する。	継続	こども福祉課
84	地域子育て支援センターの整備	子育て家庭に対して、育児相談等の支援を行う。	継続	こども福祉課
85	子育てサポート事業の充実	市民の相互援助組織である子育てサポート事業の充実を図る。(社会福祉協議会へ委託)	継続	こども福祉課
73 再	放課後児童クラブの充実	保護者の仕事等により、放課後に留守家庭となっている児童について、専用教室と多目的教室の一部を利用し、児童の保護育成を行う。	拡充	こども福祉課
74 再	放課後子どもプランの推進	放課後の子どもたちの安全な居場所づくりとして、余裕教室等を活用し、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会を提供する。	継続	生涯学習課
86	子育てホームページでの情報提供	市のホームページに子育て関連機関コーナーを立ち上げ、総合的な情報を提供する。	継続	市民サポート課
87	子育て支援事業の充実	仲間づくりとともに、仲間との交流により自分の子育てを振りかえり、育児不安の解消を図る。	継続	健康増進課
88	青少年育成事業	高齢者や障がい者に対する理解と思いやりの心を育み、地域福祉への積極的な参加を促すため、小中学生を対象にしたキャンプ、体験講座などを実施する。	継続	社会福祉協議会
89	児童手当支給事業	中学生までの児童（15歳になった日以降最初の3月31日を迎えるまでの子ども）を養育している人を対象に、3歳未満は月額15,000円、3歳以上小学校終了前までは1人目と2人目は月額10,000円、3人目以降は月額15,000円、中学生は一律月額10,000円を支給する。平成24年6月分（同年10月支給分）の手当てから、所得制限以上の受給者は、手当額は年齢等に関わらず一律5,000円に減額する。	継続	こども福祉課

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
90	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊娠婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
91	食に関する指導	小・中学校における「食に関する指導」を推進する。	継続	学校教育課
92	親子料理教室	3歳から未就学児及び小学生の親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を行う。	継続	健康増進課
93	青少年健全育成対策の充実	青少年の健全育成に関する街頭啓発活動、自動販売機、コンビニエンスストア等に対する訪問指導を実施する。	継続	生涯学習課
70 再	保育所（園）の整備	施設の老朽化に伴う改築や待機児童解消のため、保育所（園）の整備を行う。	拡充	こども福祉課
94	公共施設の施設整備	施設の更新に合わせて授乳室やベビーベッドなどの設置を図る。	継続	財政課外
95	安心して使える公園の確保	公園遊具の安全点検を進めるとともに、市民との協働による樹木等の管理を推進し、安全で使いやすい公園を確保する。	継続	産業経済課 都市計画課

【施策の方向2】児童虐待防止の推進

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
96	児童虐待防止に向けた意識啓発の推進	広報紙等を通して児童虐待防止に向けた啓発を行う。	継続	こども福祉課
97	児童虐待防止ネットワーク会議の充実	関係機関との連携を図り児童虐待防止ネットワーク会議の充実及び児童虐待防止に努める。	継続	こども福祉課
98	児童虐待の早期発見と予防体制の整備	健康相談、健診や訪問指導等の機会に児童虐待の早期発見及び防止に努める。	継続	健康増進課
99	民生委員・児童委員活動の推進	担当地域内の児童の生活・環境状態を掌握することで、地域内の児童虐待の早期発見に努める。	継続	社会福祉課
100	児童虐待等に関する相談体制の充実	家庭相談員や母子自立支援員、地域ケアコーディネーターによる相談や指導を行う。	継続	こども福祉課 社会福祉協議会

【施策の方向3】子どもに関する相談支援体制の整備

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
75 再	家庭児童相談	家庭における児童の健全育成を図る児童相談及び指導を行う。	継続	こども福祉課
101	子育て相談の充実	電話や窓口で相談を受けたり、保育所（園）において園庭、園舎を開放し、必要な情報や関係機関の紹介・連絡を行う。	継続	こども福祉課 健康増進課
102	乳幼児・児童・生徒の相談及び指導の充実	乳幼児・児童のあらゆる問題に対し、家庭相談員や母子自立支援員・保育士・保健師・教員の立場で相談及び指導を行う。	継続	こども福祉課 健康増進課 学校教育課
103	教育相談の実施	公民館等で相談室を設置し、教育相談を実施する（週1回）。小学校においては、担任による相談、中学校では担任による相談に加えてスクールカウンセラーを配置している。また、不登校児童への教育指導員による相談や家庭訪問を実施する。	継続	学校教育課

【施策の方向4】ひとり親家庭等に対する自立支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
143	ひとり親家庭等に対する情報提供	ひとり親家庭等に対する情報提供を行う。	継続	こども福祉課
144	母子寡婦福祉資金の貸付け	「母子及び寡婦福祉法」に基づく修学資金、就学支度資金などの貸付を行う。	継続	こども福祉課
145	児童扶養手当の支給	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子どもを養育しているひとり親又は両親のいない児童を養育する者に対し、申請に基づき、手当を支給する。	継続	こども福祉課
146	母子・父子福祉金の支給	義務教育終了前の子のいるひとり親家庭（母子・父子家庭）及び両親のいない児童を養育する者に対し、申請に基づき、月1,500円を支給する。	継続	こども福祉課
90 再	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊娠婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
120 再	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付と援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会

主要課題2 ■一生涯の健康づくり

● 現状と課題

生涯を通じて、身体的、精神的、社会的に健康であることは、いきいきとした生活を送るうえで重要なことです。現代社会においては、人間関係が希薄となり精神的なストレスが多くかかり、身体の健康はもちろんのこと、心の健康にも配慮することが大切です。そのためには、すべての人が主体的に自分の身体や心の健康を管理できるような支援が必要となります。

また、女性は、妊娠・出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なった健康上の問題に直面します。こうした問題の重要性について、男女がともに高い関心を持ち、正しい知識や情報を得たり、認識を深めるための総合的な施策の推進が必要です。

それぞれのライフステージに応じた健康づくりが必要であると同時に男女が互いに身体の特徴を十分に理解し、共に思いやりのある健康づくりが求められます。

【施策の方向1】生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
104	小・中学校における健康教育の推進	小・中学校において健康に関する問題についての正しい知識の普及啓発を図る。	継続	学校教育課

【施策の方向2】母子保健サービスの充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
105	母子保健サービスの充実	母子健康手帳の交付、マタニティキーホルダーの配布、乳幼児健康診査、新生児訪問、乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種などを実施する。	継続	健康増進課
106	小児救急医療体制における近隣市との連携	小児救急医療輪番制により、休日・夜間の小児救急医療の充実を図る。	継続	健康増進課

【施策の方向3】心身の健康保持・増進への支援

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
107	健康づくりの充実	健康診査、健康教室、健康相談等の実施により、一人ひとりの健康の増進を図る。	継続	健康増進課
108	薬物乱用防止に関する啓発活動	県・保健所等からの情報を収集し、提供する。保健所が配置する薬物乱用防止指導員による、啓発活動を実施する。	継続	社会福祉課 生涯学習課
109	みんなでつくる明るい学校づくり	中学生の規範意識を高め、社会性を育てるため、「みんなでつくる明るい学校づくり報告会」への生徒、PTA、教員の参加を促進する。	継続	学校教育課
110	市民スポーツフェスティバル	誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として実施する。	継続	生涯学習課
111	スポーツ・レクリエーションへの参加促進	各種大会を開催することにより、市民相互の交流・親睦を図る。	継続	生涯学習課
112	学校体育施設開放事業	平日夜間、土・日の体育館開放（小・中学校）、土・日の校庭開放（小学校）を実施し、市民が健康増進を図るための活動場所を提供する。	継続	生涯学習課

主要課題3 ■高齢者、障害者等に対する自立支援

● 現状と課題

医療の急激な進歩や生活態様の変化により、平均寿命は著しく伸長しています。豊かで活力ある社会を築いていくために、高齢期の男女や障害のある男女が社会参画の機会を持ち、自立し、様々な形で充実した生活を実現できるように働きかける必要があります。

介護保険制度の浸透とともに、基盤整備も充実し、介護負担の軽減が図られました。新たな課題への対応として、高齢者が主体となった真の自立支援を目的としたサービスの計画や、介護予防への取組みが必要であるとともに、「家族や地域と共に生きる」という連帯の意識を育て、お互いに思いやる地域社会を推進していくことも求められています。

また、障害のある人もない人も、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるノーマライゼーション社会の実現は重要な課題であり、平成19年3月には、「つくばみらい市いきいきハートプラン」を策定し、総合的な障害者施策を推進しています。

【施策の方向1】 高齢者に対する支援体制の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
113	食の自立支援事業	調理が困難な高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事を提供する。	継続	介護福祉課
114	生きがい活動支援通所事業	外出機会の少ない高齢者に、仲間づくりの場を提供し、いきいきと楽しく趣味活動や日常動作訓練等の各種事業を実施し、心身機能の向上と介護予防を図る。	継続	社会福祉協議会
115	高齢者と子どものふれあい事業	保育所の催事等に、地域の高齢者を交え世代間相互の交流・親睦を図る。	継続	介護福祉課 こども福祉課
116	生活援助事業	清掃、洗濯、買い物、理髪や介護用品の支給など日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質の確保を図る。（社会福祉協議会へ委託）	継続	介護福祉課
117	高年クラブへの助成	高年クラブ運営の支援を行う。	継続	介護福祉課
118	シルバー人材センターへの助成	シルバー人材センター運営の支援を行う。	継続	介護福祉課
119	地域ケアシステム推進事業	生活する上で困難が生じた際、保健・福祉・その他必要に合わせた関係者によりチームを編成し、一人ひとりに対応する。（社会福祉協議会へ委託）	継続	社会福祉課
120	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付と援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会
121	通院通所交通費助成	高齢者・障害者の医学的治療又は機能回復訓練のために要する交通費の一部を助成し、高齢者福祉及び障害者福祉の増進を図る。	継続	介護福祉課 社会福祉課
122	公共施設などのバリアフリー化の推進	すべての人が社会の様々な分野に参加でき、安心して快適な生活を送ることができる「人にやさしいまち」づくりを推進する。	拡充	財政課外
123	ひとり暮らし高齢者支援	定期的な乳製品や食事の提供、見守りネットワークの構築などにより、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消を図り、ひとり暮らし高齢者の安心した生活を支援する。	継続	社会福祉協議会
124	民生委員・児童委員訪問活動の充実	担当地域内のひとり暮らし高齢者宅への訪問を通じ、生活状況を掌握し、高齢者の安心・健康保持に努める。	継続	社会福祉課

【施策の方向2】 障害のある人に対する支援体制の充実

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
125	障害者に対する各種制度の周知	積極的な広報活動により各種制度の情報を提供するほか、民生・児童委員、障がい者相談員等との連携を密にするなど、各種制度の周知に努める。	継続	社会福祉課
126	地域活動支援センター事業	障害者等が有する能力及び適正に応じ、自立した社会生活を営むことができるよう活動場所の提供、交流の促進等を図る。（社会福祉協議会への委託）	継続	社会福祉課
127	障害者への援助	障害のある方が行う申請手続きについてその特性に合わせた支援を行う。	継続	社会福祉課
128	障害者福祉サービス事業の促進	障害のある人に対して、生活介護、居宅介護、重度訪問介護等生活の援助を行う。	継続	社会福祉課
129	日中一時支援事業の促進	障害者等の日中における活動の場の確保、障害者の家族の就労支援及び休息のために障害者を一時的に預かり、介護者の負担を軽減する。	継続	社会福祉課
130	障害児ショートステイサービス	保護者の病気等の理由で家庭において障害児を一時的に介護できないとき、入所施設で短期間に預かり、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。	継続	社会福祉課
131	障害児福祉手当等の支給	身体または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある障害者及び障害児に対して支給する。	継続	社会福祉課
132	身体障害者日常生活用具の給付	在宅の身体障害者等に対し、浴槽等の日常生活に必要な用具を給付又は貸与する。	継続	社会福祉課
133	特別児童扶養手当の支給	一定の要件にある心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に対して支給する。	継続	社会福祉課
90 再	医療福祉費支給制度	乳幼児、妊娠婦、重度障害者等、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し、医療保険により受診した場合の医療費を助成する。	継続	国保年金課
120 再	生活福祉資金制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に必要な資金の貸付と援助指導を行う。	継続	社会福祉協議会
119 再	地域ケアシステム推進事業	生活する上で困難が生じた際、保健・福祉・その他必要に合わせた関係者でチームを編成し、一人ひとりに対応する。（社会福祉協議会へ委託）	継続	社会福祉課
134	障害者団体の育成、スポーツレクリエーション活動の振興	身体に障害のある人の親睦・交流を深め、その他スポーツ等を通して社会参加を促す。	継続	社会福祉課
121 再	通院通所交通費助成	高齢者・障害者の医学的治療又は機能回復訓練のために要する交通費の一部を助成し、高齢者福祉及び障害者福祉の増進を図る。	継続	社会福祉課 介護福祉課
135	障害者コミュニケーション事業の展開	聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行うことにより、社会生活上の利便と社会参加を図る。	継続	社会福祉課
136	療育支援事業	障害児を育てる親の不安解消のために交流の場を整備し、育児不安の軽減と相談支援を行う。	継続	健康増進課
137	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援教育を受ける児童・生徒を養育する世帯への経済的負担の軽減を図る。	継続	学校教育課

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
122 再	公共施設などのバリアフリー化の推進	すべての人が社会の様々な分野に参加でき、安心して快適な生活を送ることができる「人にやさしいまち」づくりを推進する。	拡充	財政課外
138	重度障害者（児）住宅改修費助成事業	障害のある人が快適な生活を送るため、台所や玄関スロープ等の改修費用の一部を助成する。	継続	社会福祉課
139	身体障害者等駐車場利用証の交付	身体障害者など移動に配慮が必要な方が、公共的な施設などの障害者専用駐車場を利用しやすくなるよう「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付する。	新規	社会福祉課

【施策の方向3】要介護状態にならないための介護予防

具体的事業		事業概要	区分	担当課等
140	ふれあい・いきいきサロン事業	充実した生活を営むため、気軽に集まり、交流できる場所（サロン）を地域の公民館に確保し、地域住民・ボランティアなどが協働でできる環境を整備する。	新規	社会福祉協議会
141	総合的相談支援（権利擁護）事業	高齢者が安心して暮らしていくよう、様々な相談を幅広く受け付け制度の垣根にとらわれない支援をする。（社会福祉協議会へ委託）	継続	介護福祉課
142	介護予防事業の推進	高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援する。	継続	介護福祉課

◇市職員を対象とした事業

主要課題1 男女共同参画の理解の促進と意識の改革

【施策の方向1】男女共同参画に関する意識啓発

具体的事業	事業概要	区分	担当課等
① 男女共同参画に関する市職員研修の実施	安心して子育てできる環境づくりを考える計画を策定し、推進する。	継続	総務課

主要課題2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【施策の方向1】セクシュアル・ハラスメント防止対策推進

具体的事業	事業概要	区分	担当課等
② セクシュアル・ハラスメントに関する市職員研修の実施	市職員に対して、セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施する。	継続	総務課

【施策の方向2】相談体制の整備

具体的事業	事業概要	区分	担当課等
③ 市職員向けセクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置	市職員向けのセクシュアル・ハラスメント相談員を指定する。	新規（再）	総務課

主要課題3 政策・方針決定の場への女性の参画促進

【施策の方向1】市・事業所・団体における女性の参画促進

具体的事業	事業概要	区分	担当課等
④ 市女性職員の職域の拡大	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置するとともに、その能力に応じて管理職への積極的な登用を図る。	継続	総務課

数値目標と重点課題の設定

数値目標は、市（行政）が事業を行う上で目標とする数値のことです。

基本目標	主要課題	No	項目	H24現状値→H29目標値
I 男女の人権が尊重される社会の構築	2. 男女共同参画の理解の促進と意識の改革	1	学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	51.9%→60% (23年市民意識調査より)
		2	男は仕事、女は家庭という考え方で同感しない市民の割合	52.2%→60% (23年市民意識調査より)
		3	社会全体中で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	14.6%→30% (23年市民意識調査より)
	3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	4	これまでに配偶者や恋人から身体的暴力を受けたことがある	10%(23年意識調査) →根絶を目指す
II あらゆる分野への参画するための環境の整備	1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進	5	審議会等への女性委員の登用促進	20.3%→30%以上 (市民サポート課調べ)
		6	市の管理職員のうち、女性職員の割合（課長以上）	0%→10% (総務課調べ)
		7	女性人材バンクの開設	0人→20人
	2. 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進	8	男性を対象とした料理講座開設	3回→6回
		9	環境美化の日等の参加促進	世帯数35%→世帯数50% (市総合計画より)
	3. 国際社会への参画	10	国際理解教育の推進 小中学校に外国語指導助手(ALT)	14校で6人→14校で8人 (市総合計画より)
III 多様な働き方を可能にする環境の整備	2. 職場生活と家庭生活の両立支援	11	放課後児童クラブ数	9箇所→10箇所 (市総合計画より)
		12	市の男性職員の育児休業取得率	0%→10%
IV 健やかで安心できる生活環境の整備	2. 一生涯の健康づくり	13	母子保健サービス（生後4か月までの乳児全戸訪問率）	85%→90%
	3. 高齢者、障害者等に対する自立支援	14	高年クラブへの会員数	972人→1300人 (市総合計画より)

◎ 関係資料

つくばみらい市男女共同参画推進条例

平成22年3月23日

条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第21条）

第3章 補則（第22条）

附則

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に發揮することのできる男女共同参画社会の実現は、私たちみんなの願いです。

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、国では男女平等に関する様々な取組が、国際社会と連動して進められてきました。

つくばみらい市においても、平成20年に男女共同参画計画を定め、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めていますが、依然として、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度又は慣行が根強く残っており、男女がともに多様な生き方のできる社会の実現には、一層の努力が必要です。

また、我が国は、少子高齢化、情報化及び国際化の進展や家族形態及び地域社会の変化などにより、大きな転換期を迎えていました。そのような中、つくばみらい市が将来都市像として掲げている「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」を創り育てるためには、この環境の変化に対応しつつ、男女が平等な立場に立って、個性と能力を活かし、生き生きた生活を送れるよう、市全体で男女共同参画をより一層進めていく必要があります。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が、それぞれの立場に課されている責務と役割を果たし、積極的に協働して、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、性的、経済的又は社会的暴力をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因し、当該相手方に不利益をあたえることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響をできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとられることなく、多様な生き方を選択することができる。
- (3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て又は介護を始めとする家庭生活を行う上での様々な活動について、家族の一員として相互に協力し、お互いに家庭生活における活動及び職業生活、地域生活等における活動との両立が図られること。
- (5) 男女が、互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に行われること。

(市の債務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ）を総合的に策定し、及び実施する債務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の債務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の債務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女がともに職業生活における活動及び家庭生活、地域生活等における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市、市民及び他の事業者が行う男女共同参画の推進に関する施策に、積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を侵害するドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現並びに過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第9条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、つくばみらい市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民、事業者等の意見を反映することができるよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民の男女共同参画への関心及び理解を深めるため、学校教育又は社会教育において、男女共同参画に関する教育及び学習の機会を充実させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及び個性に応じて、学校教育又は社会教育の場に参加することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健康の保持及び増進)

第15条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠及び出産について、相互の意思が尊重され、かつ、生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう教育及び啓発に努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものである。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第17条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活、地域生活等における活動を両立することができるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第18条 市民及び事業者は、次に掲げる苦情等を市長に対して申し出ることができる。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情
- (2) 性別による差別的な取扱い等による人権侵害又はその恐れがある場合の相談等

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第20条 市は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理、組織運営、政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告等)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第36号で平成22年8月1日から施行)

つくばみらい市男女共同参画推進委員会条例

平成20年9月22日

条例第19号

改正 平成23年3月30日条例第7号

平成24年3月31日条例第16号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する総合的な施策及び重要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、つくばみらい市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するとともに、必要に応じて市長に建議する。

- (1) 男女共同参画に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進方策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員の選任に当たっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が決定していないときには開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は資料の提出若しくは調査を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民経済部市民サポート課において処理する。

（平成23条例7・平24条例16・一部改正）

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の會議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例の廃止）

2 つくばみらい市男女共同参画計画策定委員会条例（平成19年つくばみらい市条例第2号）は廃止する。

附 則（平成23年条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第16号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

つくばみらい市男女共同参画推進委員名簿

(敬称略)

	氏 名	委員長 ◎ 副委員長○	備 考
1	中山 栄一		
2	中島 清和		
3	相島 宏		
4	海老原 寛孝		
5	尾野 透	◎	
6	関 雅彦		
7	高木 玲子	○	
8	高野 幸江		
9	武島 洋子		
10	東谷 信子		
11	羽田 曜		
12	文倉 照代		
13	古館 千恵子		
14	堀 悅子		
15	八木岡 京子		

任期:平成23年6月10日~平成25年6月9日

つくばみらい市男女共同参画計画後期実施計画の経過

1. つくばみらい市男女共同参画推進委員会

- ・第1回 平成24年 5月31日 見直しの方向性についての検討
- ・第2回 平成24年 7月 9日 ワーキングチームとの意見交換
- ・第3回 平成24年 8月20日 見直し案についての検討
- ・第4回 平成24年10月 4日 見直し案についての再検討
- ・第5回 平成24年12月14日 平成23年実施状況への意見書（案）
- ・第6回 平成25年 2月18日 後期実施計画の決定
パブリックコメントの報告

2. つくばみらい市男女共同参画庁内検討委員会

- ・第1回 平成24年12月26日 見直し案についての検討及び
パブリックコメント実施について検討
- ・第2回 平成25年 月 日 最終案検討

3. 市民からの意見募集（パブリックコメント）

平成25年1月7日～2月5日まで

つくばみらい市男女共同参画計画
～共にめざす“みらい”を担う子どもたちに誇れるまち～

後期実施計画
平成25年度（2013）～平成29年度（2017）

発 行 平成25年3月
企画・編集 つくばみらい市 市民経済部市民サポート課
男女共同参画係
〒300-2492 茨城県つくばみらい市加藤237番地
TEL 0297-58-2111（代表）